

EITF Snapshot

エミリー・アッシュ、スティーブン・マッキニー、ボブ・ウール

デロイト&トウシュ LLP

目次

- EITF 15-F「キャッシュ・フロー計算書:特定の現金受取と現金支払の分類」
- EITF 16-B「従業員給付制度のマスター・トラストの報告」
- 事務的事項
- 付録 – トピック 15-F に関する暫定的決定の要約

今回の EITF Snapshot は、2016年6月10日に開催された発生問題専門委員会(EITF、以下「専門委員会」)の会合を要約したものである。専門委員会の当初の合意(「公開のための合意(consensus-for-exposure)」)は米国財務会計基準審議会(FASB)の承認後、一般コメントの募集のために公開される。専門委員会はコメント期間終了後、寄せられたコメントを検討し、最終合意に達するために、予定されている会合で問題点を再審議する。これらの最終合意はその後、最終承認を得るため FASB に提出され、最終的に会計基準アップデート(ASU)として発行される。

FASB は、専門委員会の 2016年6月の合意を、2016年6月29日に開催する会合において承認のため検討することを計画している。その後、FASB の承認プロセスの結果を含む専門委員会の公式議事録はデロイトの [Technical Library](#) および [FASB のウェブサイト](#) に掲載される(専門委員会の公式議事録には、本発行物と異なる詳細が記載されている可能性があることに注意)。EITF Issue の要約(会合前に公表され、議論の枠組みとして用いられる)もこれらのサイトで参照できる。

EITF 15-F「キャッシュ・フロー計算書:特定の現金受取と現金支払の分類」

現状:最終合意

対象:キャッシュ・フロー計算書を作成する事業体

背景:会計基準コーディフィケーション(ASC) 230¹に、財務活動または投資活動のいずれかに分類する現金支払と現金受取に関する一定の指針が示されている²。財務活動と投資活動のいずれの要件も満たさない現金支払と現金受取に伴うキャッシュ・フローは、営業活動に分類する。しかしながら、ASC 230 は、キャッシュ・フロー計算書における現金支払および現金受取の分類を評価するための一貫した原則を定めていない。したがって、実務にばらつきがあり、場合によっては、財務諸表の修正再表示が生じている。

FASB は 2016年1月、専門委員会が 2015年11月の会合でキャッシュ・フローに関する 8つのサブトピックについて達した公開のための合意を基に、ASU 案を公表した。同公開のための合意の要約は、デロイトによる [EITF Snapshot](#) 2015年11月号をご覧ください。

要約:今回の会合で専門委員会は、ASU 案に対する利害関係者からのフィードバックを協議し、5つのサブトピックに関する公開のための合意を、必要な部分には細かい修正を加えたくて確定させた:(1)債務の繰り上げ返済または償還に係るコスト、(2)保険給付金の受け取りによる手取り、(3)企業購入生命保険(corporate-owned life insurance)の給付金受け取りによる手取り、(4)証券化取引における受益持分、(5)優位原則の適用。ただし、専門委員会は次の3つのサブトピックについては、前回までの決定事項に変更を加えるか、さらに掘り下げて協議した:

- ゼロクーポン債の決済 – 公開のための合意では、ゼロクーポン債を決済するために支払った現金は、利子と元本の額を基にそれぞれ営業活動と投資活動に分けるとされていた。しかしながら、この修正案に関してフィードバックがあり、この指針はゼロクーポン債のみに適用されるのか、それとも同じような経済的特性を有する他の商品(額面以下で発行された債券や、市場金利に基づかない利払いを有する債券など)にも適用すべきかという質問が寄せられた。そうしたフィードバックを踏まえ専門委員会は、このサブトピックの範囲を修正し、ゼロクーポン債にくわえ、重要な額ではないクーポンの

¹ FASB 会計基準コーディフィケーション(ASC)の表題については、デロイトの [『FASB 会計基準コーディフィケーションのトピックおよびサブトピックの表題』](#)を参照。

² ASC 230 の用語解説はさらに、営業活動を、「財の生産および引き渡しならびにサービスの提供」と、「純利益の算定に組み込まれる取引その他の事象」に基本的に影響を及ぼすキャッシュ・フローを伴うものと定義している。

東部夏時間(EDT)の
6月15日午後2時から、「EITFの要約:6
月会合のハイライト」
に関してデロイトの
Dbriefs ウェブキャスト
を配信予定。今日登
録をしてぜひご覧下
さい。

支払いを有する債券も含めることを決定した。つまり、同指針では、この表示要求は上の説明と一致する債券のみに適用されると定められることになる。

- 企業結合後になされた条件付対価の支払い — 公開のための合意では、企業取得日または企業結合の直前・直後になされなかった条件付対価の支払いは、財務活動(当初測定額までの支払い)と営業活動(当初測定額を超過した分の支払い)に分類すると定められていた。しかしながら、この修正案に関してフィードバックがあり、企業結合後どのくらいの期間が「直後」とみなされるかが不明瞭であり、この期間についてさまざまな解釈があると実務にばらつきが生じかねないという指摘が寄せられた。専門委員会は、「直後」という文言を削除すべきかを協議したが、削除した場合、資産の取得直後になされた現金支払の分類に関する指針と相違が生じることが懸念された。専門委員会は結局、この文言を残すと暫定的に決め、最終指針は、(企業結合の成立日を基準にして)企業結合の直後になされた条件付対価の支払いは投資活動に分類すべきであるという内容になると明言した。
- 持分法適用会社から受け取った分配金 — 持分法を適用して投資を計上している事業体は、その投資に対するリターンまたはその投資の回収に相当する配当金を受け取る場合がある。公開のための合意では、累積利益法(cumulative earnings method)を用いて、当該配当金に関するキャッシュ・フローの分類を判定すべきであるとしていた。累積利益法のもとでは、累積分配金(それまでに投資の回収とみなされた額を除く)が、利益に対する投資家の累積持分を超えないときは、その配当金は投資に対するリターンに相当し、営業活動に分類する必要がある。反対に、累積分配金が利益に対する累積持分を超えるときは、その超過額は投資の回収に相当し、投資活動に分類する必要がある。

この修正案について寄せられたフィードバックの中に、累積利益法に異議を唱えるものがあった。累積利益法だと、持分法適用会社から受け取る分配金の性質が反映されず、投資家に意思決定上最も有用な情報が提供されないというのがその理由である。こうしたフィードバックを踏まえ、専門委員会は、持分法適用会社から受け取る分配金を表示する他の手法を考案した。「ルックスルー法」と呼ばれる同手法のもとでは、個々の事実および状況に基づいて、分配金は投資に対するリターンであり営業活動に分類すべきか、または投資の回収であり投資活動に分類すべきかを判定することになる。専門委員会は結局、持分法適用会社から受け取った分配金を表示するときは、累積利益法かルックスルー法のいずれかを、自己の投資全体に適用する会計方針として選択すると決定した。仮に、ルックスルー法を選択した事業体が、その分配金が投資に対するリターンかまたは投資の回収かを判定するのに十分な情報を有していないためルックスルー法を適用できないときは、当該事業体は累積利益法を適用しなければならない。

各サブトピックに関する専門委員会の暫定的決定の要約については、[付録](#)をご覧ください。

発効日および移行: 公開企業に関しては、この最終合意に関する指針は、2017年12月16日以降に開始する会計年度から、同年度の中間決算期間も含め適用しなければならない。それ以外の事業体については、2018年12月16日以降に開始する会計年度と、それより後の中間決算期間に適用しなければならない。どの事業体も、早期適用が認められている。報告企業は、表示するすべての期間に遡及的にこの指針を適用することになるが、遡及的適用が実務上不可能なときは、将来期間にわたって適用できる。

次のステップ: FASBの承認が、2016年6月29日の会合でなされる予定であり、同会合後に最終的なASUが公表される。

EITF 16-B「従業員給付制度のマスター・トラストの報告」

状況: 公開のための合意

対象: マスター・トラストへの投資を保有している従業員給付制度

背景: 多くの従業員給付制度が、マスター・トラストへの投資を保有している。マスター・トラストにおいては、規制金融機関が、その制度資産にくわえ、同じ雇用主または共通支配下にある雇用主グループが運営する他の制度の資産の受託者またはカストディアンを務める。マスター・トラストに持分を有する確定拠出型年金制度がますます一般的になっているため、そうした信託に関する表示および開示に関する新たな指針が必要である。

要約: 専門委員会は、従業員給付制度のマスター・トラストの報告に関する次のサブトピックについて協議した:

- 制度による財務諸表の本文でのマスター・トラストの残高および変動の表示 — 従業員給付制度がマスター・トラストへの投資を保有しているときは、同制度は、財務諸表の本文および注記に、同マスター・トラストに対する持分の残高および変動を開示しなければならない。しかしながら、この表示に関する指針が、米国で一般に公正妥当と認められている会計原則(GAAP)内で矛盾があり、それが原因で実務にばらつきがある。こうしたばらつきを解消するため、専門委員会は、制度はマスター・トラストの残高および変動への持分を、純投資として単一の勘定科目にまとめて財務諸表に表示しなければならないと暫定的に決定した。
- 分割持分を有する制度に関する開示 — 専門委員会は、マスター・トラストに対する分割持分を有する制度が、マスター・トラストに対する同制度の持分を開示するにあたり、(マスター・トラストが保有する)投資の各基本種類について追加的な開示をすべきか否かを検討した。専門委員会は、マスター・トラストに対する分割持分を有する制度に、マスター・トラストの投資残高合計を資産の種類ごとに分けたものと、それら残高に対する各制度の持分の両方を開示するよう義務付けると暫定的に決定した。
- 投資関連の未収・未払金の開示 — 専門委員会は、マスター・トラストの投資関連の未収・未払金と、そうした未収・未払金に対する各制度の持分の両方を開示するよう制度に義務付けると暫定的に決定した。
- 401 (h)勘定の投資の開示 — 401 (h)プランは、事業体の確定給付制度資産を通じて資金を調達して資産を保有することができる退職後給付制度である。専門委員会は、医療複利制度における401 (h)勘定の資産に関する開示義務を廃止し、その代わりに、医療複利制度に、当該勘定の資産の開示が関係する確定給付制度の名称を表示するよう義務付けると暫定的に決定した。
- 各 ASC トピック間の一貫性 — 現行の米国 GAAP のもとでは、給付制度に関する指針が ASC トピック 960、962 および 965 に盛り込まれており、(ASC 965 を除き)これらの ASC トピックは、マスター・トラストに関する指針も定めている。専門委員会は、ASC 960、962 および 965 内の指針を必要に応じて合致させると暫定的に決定した。

発効日および移行: この指針は遡及的に適用することが求められる。専門委員会は、今後の会合で適用日を協議する。

次のステップ: FASB の承認が、2016 年 6 月 29 日の会合でなされる予定であり、同会合後に ASU 案が公表され、一般からの意見募集が行われる。

事務的事項

EITF の次回意思決定会合は、暫定的に 2016 年 9 月 22 日に予定されている。

付録 — トピック 15-F に関する暫定的決定の要約

キャッシュ・フローの分類に関するトピックと公開のための合意	最終合意
債務の繰り上げ返済または償還に係るコスト 債務の繰り上げ返済または償還に係るコストの現金支出は、財務活動のキャッシュ・アウトフローに分類する	より明確にするために細かい言い回しの修正を加えたうえで、公開のための合意の内容を確定させた。
ゼロクーポン債の償還 償還時、ゼロクーポン債に係るキャッシュ・アウトフローは営業活動と財務活動に分類する。利息に係る現金支出は営業活動に分類し、当初受取金(すなわち元本)に係る現金支出は財務活動に分類する。	ゼロクーポン債に関する公開のための合意の内容を確定させた。また、重要な額ではないクーポンの支払いを有する債券も対象範囲に加えた。
企業結合後になされた条件付対価の支払い 取得日以前または企業結合の直後になされなかった条件付対価の支払いは、営業活動と財務活動に分類する。測定期間中の修正を含む、取得日以降に認識した条件付対価に係る負債の公正価値までの現金支出は財務活動に分類し、それを超過する現金支出は営業活動に分類する。	「企業結合直後」は企業結合の成立日直後になされた支払いを指すとはっきりさせたうえで、公開のための合意の内容を確定させた。また、企業結合直後になされた条件付きの支払いは投資活動に分類することをはっきりさせた。
保険給付金の受け取りによる手取り 保険給付金の受け取りによる現金手取りは、損失の性質を合理的に推定できる一括払いを含む保険カバレッジの性質(すなわち損失の性質)に基づいて分類する。	公開のための合意の内容を確定させた。
企業購入生命保険(COLI:Corporate-Owned Life Insurance)の給付金受け取りによる手取り COLI 契約の給付金の受け取りによる現金手取りは投資活動に分類する。ただし、COLI に係る保険料の手取りの分類を COLI による手取りの分類に合わせるか、保険料の支払いを営業活動に分類するか、または二つの分類を組み合わせることができる。ただし、そうする義務はない。	公開のための合意の内容を確定させた。
持分法適用会社から受け取った分配金 持分法適用会社から受け取った分配金は、累積利益法を適用して営業活動と投資活動に分類する。	持分法適用会社から受け取った分配金を表示するときは、累積利益法かルックスルー法のいずれかを、自己の投資全体に適用する会計方針として選択する。仮に、ルックスルー法を選択した事業体が、その分配金が投資に対するリターンかまたは投資の回収かを判定するのに十分な情報を有していないためルックスルー法を適用できないときは、当該事業体は累積利益法を適用しなければならない。
証券化取引における受益持分 事業体が保有する資産の証券化からの受取金として受け取った資産譲渡人の受益持分は、非現金活動として開示する。事業体が保有する売掛債権の証券化から得た受益持分に基づく事後的現金受取は、投資活動に分類する。	公開のための合意の内容を確定させた。
優位原則の適用 専門委員会は、事業体が現金支払と現金受取をいつ分離すべきで、いつ合算すべきかに関する、ASC 230 の優位原則を明確にして維持することを決定した。	より明確にするために細かい言い回しの修正を加えたうえで、公開のための合意の内容を確定させた。

登録

EITF Snapshot およびその他の会計に関するデロイトの出版物を希望される方は、以下のウェブサイトにご登録ください。
www.deloitte.com/us/subscriptions

財務責任者のための Dbriefs

Dbriefs へぜひご参加ください。Dbriefs はデロイトのウェブキャスト・シリーズで、重要な問題を常に把握しておくために必要な実務戦略を提供するものです。以下のトピックに関して「財務責任者」シリーズに提示されるウェブキャストの貴重なアイデアや重要な情報にアクセスしてください。

- 事業戦略および税務
- 企業価値の強化
- 財務報告
- 税務目的の財務報告
- ガバナンス、リスクおよびコンプライアンス
- テクノロジー
- 取引およびビジネス・イベント

Dbriefs は、CPE クレジット取得のための便利で柔軟な方法も提供します。次回のウェブキャストにつきましては、以下のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/us/dbriefs

Technical Library と US GAAP Plus

デロイトはご登録いただいた方々を対象に、会計や財務開示に関する資料のオンライン・ライブラリーへのアクセスを提供しています。Technical Library: Deloitte Accounting Research Tool と呼ばれるこのライブラリーには、弊社の会計および SEC マニュアルならびにその他の会計および SEC の解釈指針のみならず、FASB、EITF、AICPA、PCAOB、IASB、SEC の資料などが含まれています。

営業日ごとに更新される Technical Library は使いやすくデザインされており、ナビゲーションシステムは強力な検索機能を備えているため、いつでも、どのコンピューターからでも瞬時に情報を入手することを可能にします。また、Technical Library 登録者には、ライブラリーへの最新の情報をハイライトした週報「Technically Speaking」をお送りします。登録やオンライン上のデモンストレーションなどの詳細については、デロイトのウェブサイト <http://www.deloitte.com/us/techlibrary> をご覧ください。

また、会計に関するニュース、情報、米国 GAAP に重点を置いた出版物を提供する無料のウェブサイト「US GAAP Plus」もご覧ください。FASB の活動に関する記事や FASB 会計基準コーディフィケーション™ のアップデートのほか、PCAOB、AICPA、SEC、IASB、IFRS 解釈委員会などの他の米国内および国際的な基準設定機関と監督当局の動向を掲載しています。ぜひ、ご利用ください。

デロイト・トーマツグループは日本におけるデロイト・トウシュート・マツ・リミテッド（英国の法令に基づく保証有限責任会社）のメンバーファームおよびそのグループ法人（有限責任監査法人 トーマツ、デロイト・トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト・トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト・トーマツ 税理士 法人 および DT 弁護士 法人 を含む）の総称です。デロイト・トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,700 名の専門家（公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど）を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト・トーマツグループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) を

Deloitte (デロイト) は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー サービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters” を自らの使命とするデロイトの約 225,000 名の専門家については、Facebook、LinkedIn、Twitter もご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト・トウシュート・マツ・リミテッド (“DTTL”) ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL (または “Deloitte Global”) はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2016. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited